

第6号議案

春日井第2団会計規定改正

第1条（目的）

本規定は、ボーイスカウト春日井第2団の会計等に関するものです。

第2条（会計年度）

団の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとします。

但し、年度変更などの理由による特例措置はその都度、団委員会にて承認を得るものとします。

第3条（会計の種類）

会計は、一般会計と特別会計とします。

- (1) 一般会計とは育成会本会計をいいます。
- (2) 特別会計とは団行事(スキー・夏季キャンプ・記念行事他)目的の会計をいいます。

第4条（収入）

団の収入は、育成会費・維持会費・登録関係費・隊活動費・助成金・寄附金およびその他の収入によります。

1 育成会費

- (1) 育成会費（年額）6,000円 ~~—維持会費（年額）7,100円~~

(改正) 維持会費（登録関係費に充当）（年額）10,500円

- ①育成会費はスカウト2人目から、（年額）3,000円とします。
- ②育成会費は年度途中の入団の場合は8月末までは全額、9月以降は半額を納入のこととします。
- ③育成会費及び維持会費は年度途中の退団・除籍等については、返金しません。

(2) 納入対象者

育成会員と維持会員とします。

- ①育成会員とは登録年度にベンチャースカウト以下の保護者とします。
- ②維持会員とは上記以外の登録加盟員とします。

(3) 納入時期

当該年度の5月末日までに納入するものとします。

(4) 納入方法

団会計へ総会開催日納入及び指定の口座へ期日までに振込み願います。

(5) 振込先

三菱東京UFJ銀行 高蔵寺支店

普通預金 口座番号 749138

口座名義 ボーイスカウト春日井2団育成会（ボーイスカウトカスガイニダンイクセイカイ）

2 隊活動費（隊費）

隊活動費は、各隊がその必要額を団委員会の承認を得て取り決めます。

- | | | |
|--------|--------|--------------------------|
| (1) 金額 | ビーバー隊 | (月額) 1,500円 (年額) 18,000円 |
| | カブ隊 | (月額) 1,500円 (年額) 18,000円 |
| | ボーイ隊 | (月額) 1,500円 (年額) 18,000円 |
| | ベンチャー隊 | (月額) 1,000円 (年額) 12,000円 |
| | ローバー隊 | 必要に応じてその都度徴収します。 |

(2) 納入方法

隊活動費（隊費）は団へ次の方法で納入します。

- ①ビーバー隊とカブ隊は年4回の分割で納入
- ②ボーイ隊は年2回の分割で納入
- ③ベンチャー隊は年額を一括で納入

隊活動費の納入は隊会計担当者を選任し、定められた月に団へ納入とします。

団より前渡金を受けた隊活動費の管理は、隊会計担当を選任し、決算報告・予算計画を3月指定日までに団へ提出し、承認を受けるものとします。

3 登録関係費（日連・県連・地区登録費）

(1) 登録関係費

~~（年額）5,100円/スカウト1人~~

(改正) (年額) 6,100円/スカウト1人

(追記) (年額) 6,100円/R S維持会員1人

(追記) (年額) 10,500円/維持会員1人

登録関係費は定められた月までに次の方法で納入します。

① 納入時期

当該年度の5月末日までに納入するものとします。

② 納入方法

団会計へ総会開催日及び指定口座へ期日までに振込ます。

(追記) なお、登録関係費は日本連盟および愛知連盟・地区等の登録費改正（増額等）に対して団はそれに連動して対処するものとします。

第5条（支出）

1 隊運営費

団が認めた予算計画に応じて、隊へ前渡金として支払います。ただし、スカウトの人数と活動に見合った額とします。

2 団が主催する行事の費用

団行事（スキー・長期野舎営など）の隊への補助および団委員・隊指導者の参加費用は必要に応じて、団の負担とします。ただし、団委員会において参加を認められたものに限ります。

3 日連・県連・地区行事等の費用

日本連盟・愛知連盟・地区等の研修に団が参加を認めた団委員・指導者等に対して必要な経費を負担します。

(ただし、会場までの交通費などは自己負担とし、愛知連盟・地区等が支給する場合は重複支給はしません。)

(1) 団の役務上参加する研修

(ただし、団委員会において参加を認められたものに限りです。)

4 慶弔関係

- | | |
|--|--------|
| (1) 発団式典祝い金 (団宛てに招待状が届いた場合) | 5,000円 |
| (2) 創立記念式典祝い金 (団宛てに招待状が届いた場合) | 5,000円 |
| (3) 他団体祝い金 (他地区で団宛てに招待状が届いた場合) | 5,000円 |
| (4) 香典 (但し、当団加盟員の場合は団委員長と協議し決定する) | 5,000円 |
| (5) 以上のほか、事務長が必要と認めた場合は、育成会長、団委員長と協議し決定することとします。 | |

5 その他

上記に該当しないケースは、上記に準じてその都度団委員会で協議をし、決定します。

第6条 (会計業務の迅速化と負担減のために)

- 1 隊活動費は年度初めに必要 (予算) に応じて前渡金制度を行うことができるものとします。
- 2 行事担当者は、行事等が終了したら速やかに証拠書類を添えて会計報告を団会計担当者に提出するものとします。
- 3 各隊会計担当者は、定められた期日までに証拠書類を添えて当該年度の会計報告書と次年度の予算書を団会計担当者に提出し、承認を受けるものとします。
- 4 団会計担当者は3月末日までに団の会計報告書と次年度の予算書を作成し、監査役の監査を受けるものとします。

第7条 (附則)

- 1 この規定の改訂は、育成会総会の承認を必要とします。
- 2 この規定は、2006年9月1日より施行します。
- 3 この規定は、2008年9月23日より施行します。
- 4 この規定は、2011年9月10日より施行します。
- 5 この規定は、2014年9月15日より施行します。
- 6 この規定は、2018年4月15日より施行します。